

本会出版物に掲載された論文等の著作物の利用申請基準

2016.3.1

<p>【原則】 本会に著作権が帰属する著作物を利用する場合、著作権法が認める利用範囲(注1)を超える場合は、利用申請が必要である。諾否については本会著作権管理委員会において決定する。</p> <p>【例外】 下表に示す事例において、非営利目的による利用、且つ、本会の利益を不当に侵害しない範囲における利用であって、表の各条件に合致する場合は、利用申請は不要である。</p>								
例外事例	利用者	利用対象	利用先	利用申請の要・不要	論文誌(注6)		会誌、技術研究報告、大会講演論文集等(注7)	
					利用可能時期	申請不要の条件	利用可能時期	申請不要の条件
1	著作者	自分の論文全文	著者個人/所属機関のサーバ(注2)、DVDなどの電子媒体	右記条件を満たせば不要(注3)	発行後(注4)	A,B,C,E	発行後	A,B,C
2			紙媒体/別刷りとして購入したPDFファイル(注8)					A,C
3		自分の論文一部(図面など)	著者個人/所属機関のサーバ(注2)、DVDなどの電子媒体		発行後(注5)	A,C	発行後(注5)	A,C
4			紙媒体/別刷りとして購入したPDFファイル(注8)					
5	著作者の所属機関	著作者の論文全文	所属機関のサーバ(注2)、DVDなどの電子媒体	右記条件を満たせば不要	発行後(注4)	A,B,C,D,E	発行後	A,B,C,D
6			紙媒体					A,C,D
7		著作者の論文一部(図面)など	所属機関のサーバ(注2)、DVDなどの電子媒体		発行後(注4)	A,C,D	発行後	A,C,D
8			紙媒体					

<p>条件A 権利表示(例 copyright©2013 IEICE)</p> <p>条件B 出版社版PDF(紙版をスキャンで作成したもの)もしくは早期公開版PDF(注10)の掲載。ただし早期公開版については、出版社版が公開されたら差し替えること。著者最終版(注11)は不可。</p> <p>条件C 出所の明示(例 著作者名、書名(題号)、雑誌名、巻、号、頁、発行年など)</p>	<p>条件D 著作者の了解</p> <p>条件E IEICE Transactions Online トップページへのリンク</p>
--	--

- 注1: 第30条(私的使用のための複製)、32条(引用)、35条(教育機関における複製)など。
- 注2: 著者個人のサーバ: 著作者がアップロードや削除を他の人の同意なしに行えるサーバ。(例: ブログ、大学等の研究室のサーバ、プレプリントサーバ(論文サーバ)、) 所属機関のサーバ: 機関が組織として包括的に管理運用している公開サイト(例: 機関リポジトリ)
- 注3: 事例1~4で、論文を共同執筆の場合、利用後にトラブルが発生しないよう著作者間での連絡をお願いしたい。
- 注4: 早期公開版PDF(注10)の場合は、早期公開後から出版社版発行まで。
- 注5: 事例3,4の場合については、発行前のもので許諾することがある。
- 注6: “IEICE Electronics Express”, “Nonlinear Theory and its Applications, IEICE”, “IEICE Communications Express” 含む。
- 注7: 会誌並びに大会講演論文集については、それぞれ法人用DVD、CD-ROMを発行している。それらを購入の上同封の「同意書」を本会事務局まで送付した場合は、機関においてローカルPC上での利用、またはネットワーク(LAN)上でのファイル共有による閲覧が可能。
- 注8: 本会が著作権を持つ技術研究報告・大会講演論文集・国際会議については、利用申請なしに、同内容を翻訳・翻案して他学会の国際会議や論文誌に投稿することを妨げない。ただし出所明示や権利表示を行うこと。
- 注9: 論文誌の掲載料を支払うことで入手した論文のPDFファイルもしくはその印刷物は、当面著者が研究教育目的(非営利)に第三者に直接送付することを認める。同ファイルを著者以外が他人に送付することはできない。
- 注10: 早期公開版PDFとは、学会により採録原稿PDFに早期公開版であることが分かる最低限の加工が施されたものを指す。
- 注11: 著者最終版とは、著者が学会に提出した採録原稿そのものを指す。
- ※上記は本会の著作権に関するものであり、注8で言及しているものを他学会に投稿する場合は投稿先の規程に従うこと。